

議案第 67 号

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 279 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「医師に対して」を「医師（医師の経験年数 2 年未満の者を除く。）に対して」に改め、同項第 3 号中「1 年未満」を「2 年未満」に、「1 年以上 3 年未満」を「2 年以上 3 年未満」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。